

第 16 回委員会（2003.1.17 開催）結果報告

2003.1.22 庶務発信

開催日時：2003 年 1 月 17 日（金） 10：00～13：00

場 所：新・都ホテル 地階 陽明殿

参加者数：委員 23 名、河川管理者 20 名、委員傍聴者 2 名、一般傍聴者 298 名

1 決定事項

- ・資料 2-2「淀川水系流域委員会提言（案）（修正案 030117 版）」を流域委員会の提言として確定し、河川管理者に提示した。
- ・今後、確定した提言内容に対して委員から反対・補充意見を提出頂き、運営会議での検討を経てとりまとめたものを、委員名を明記して公表する。

2 審議の概要

- ① 各部会からの状況報告：資料 1「委員会および各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）」
- ② 提言（案）に関する意見交換
 - ・資料 2-1「提言（案）とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）」と資料 2-2「淀川水系流域委員会提言（案）（修正案 030117 版）」について説明が行われた後、修正案 030117 版について意見交換が行われた。
 - ・意見交換後（主な意見参照）「1 決定事項」に記したとおり、修正案 030117 版を提言とすることが了承され、河川管理者へ提示した。

<主な意見>

- ・「4-6 ダムのあり方」に、「住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設する」とあるが、社会的合意の判断基準と主体、委員会の関わり方について確認したい。
 - 一義的には、判断主体は河川管理者であるが、その過程においては、提言の 4-7～4-9 に記しているように、住民や自治体などとの連携、協働が必要となる。
- ・過去のある時点で社会的合意が得られている「計画・工事中のダム」についても、新たに社会的合意を求める、となっているが、新たな社会的合意が過去の合意を覆すことは可能なのか。また、過去の合意が覆された場合に特定の地域や住民にもたらされる不利益や被害に、どう対応するかには記述されていない。
 - 過去の合意が覆された場合には、河川整備計画を超えた社会的配慮が必要だと考えており、過去にそのような趣旨の少数意見を提出した。
 - この問題はダムに限らず、全ての計画に関係する。そのため、4-6ではなく、全体に関する形で 4-7～4-9 に記述することが妥当だと判断し、現案となっている。
 - 反対意見でも修正意見でも無いが、このようなことはダムの場合に端的に現れるため、4-6 に一定の記述が有った方が良いと思う。
 - 不利益や被害への対応として補償など具体的な記述をしようとする、さらなる議論が必要となる。今回の提言は、河川管理者が整備計画原案を作成する上で必要な理念、原理・原則を明確にすることが最大の目標である。そのことを考えると多少言い足りない部分があったとしても、ぜひ手続きとして今日提言を確定した方が良いと思う。反対意見ではない補充的な意見も委員から提出頂き、提言に追加してはどうか。
 - 4-6 の記述内容について了承頂けるか確認したい。「客観的に認める」「社会的合意」などについては、今後個々のケースについて審議するなかで議論を進めたい。委員個人としての反対意見、補充意見は今後提出頂くという前提で委員会としてこの提言案を承認す

る、ということで承諾願いたい。(委員長)

- ・ 本日の資料 2-2 を提言として河川管理者にお渡しする。河川管理者はこれに基づいて河川整備計画の原案を作成頂きたい。(委員長)

③原案審議の進め方について

- ・ 資料 3「原案審議の進め方と体制について」をもとに、運営会議からの提案として、部会委員も全て委員会委員とする／しばらくは委員会（全委員出席）で原案の審議を行う／地域別部会に加えテーマ別部会を設置する／等について説明があった。
- ・ 委員長、寺田部会長より体制変更の目的等について補足説明が行われた後、委員から、縦割りや検討事項の重複を避けるためにテーマ別部会間の調整が必要／全員が集まる委員会での議論は効率が悪いので運営を工夫する必要がある／等の意見が出された。
→審議体制のあり方については、もう少し時間をかけて議論していきたい。運営会議で検討して提案したい。(委員長)
- ・ また、原案の審議過程での住民の意見聴取・反映について、委員会としてどのようなことを行うべきか／河川管理者へどう提言していくべきか／委員会自らが行う意見聴取・反映についても早急に議論を始めるべき／等の意見が出された。
- ・ 委員より、河川管理者が河川整備計画原案を委員会へ提出する時期について質問があり、河川管理者より、「水需要の精査確認が明確になっていないため現時点で原案をお出しできないが、ポイントとなるところを詰めた上でこれが原案であるというものをいずれ提出したい」との返答があった。

④一般傍聴者からの意見聴取

- ・ 一般傍聴者 2 名から、「治水面、利水面、地域の活性化を考えると、川上ダムとその周辺の整備が必要だ」「河川について生態面からの指標だけではなく、治水、利水、環境全て含めた人間側から見た満足度、といったものについても考えていきたい」などの発言があった。

⑤その他

- ・ 河川管理者から、資料 5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」について、の見方について説明と、次回委員会（拡大委員会、1/24）では、この資料について説明を行い、整備計画原案の内容と考え方を説明したい旨の報告があった。
- ・ 委員会終了後、記者説明会が開催された。

◆提言説明会（2003.1.18 開催）について

場 所：カラスマプラザ 21（京都市中京区）

参加者数：参加者 355 名、委員 28 名。

- ・ 第 16 回委員会にて確定した提言内容について、委員が流域住民にご説明し、意見交換を行う「提言説明会」を開催した。約 60 分間の提言内容の説明の後に、90 分に渡り、環境、治水、利水、ダム、提言の推進、について会場からの質問をもとに意見交換を行った。

※このお知らせは委員の皆様にご協議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。